

令和8年4月から令和9年3月までの 保育所・認定こども園の入所（園）申込手続きについて

■ニーズに応じた教育・保育の場を提供します

保護者の方の就労状況やニーズにより、教育・保育の場が選択できます。

	保育所	認定こども園	
		保育所タイプ	幼稚園タイプ
対象年齢	0～5歳		3～5歳
入園条件	保育の必要性があること		なし
開園時間	7:30～19:00		
利用時間 (※)	7:30～18:30(保育標準時間)		8:00～14:00
	8:30～16:30(保育短時間)		
長期休業	なし		あり(一時預かり実施)

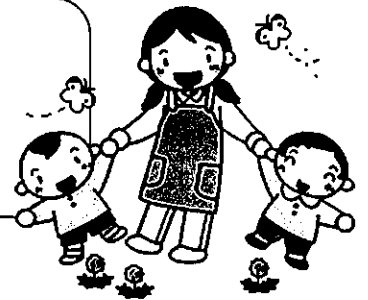
※公立の施設の場合です。私立については、それぞれお問い合わせください。

「保育標準時間」…月120時間以上就労している、妊娠中または産前産後である 等

「保育短時間」…月48～119時間就労している 等

保育の必要性とは

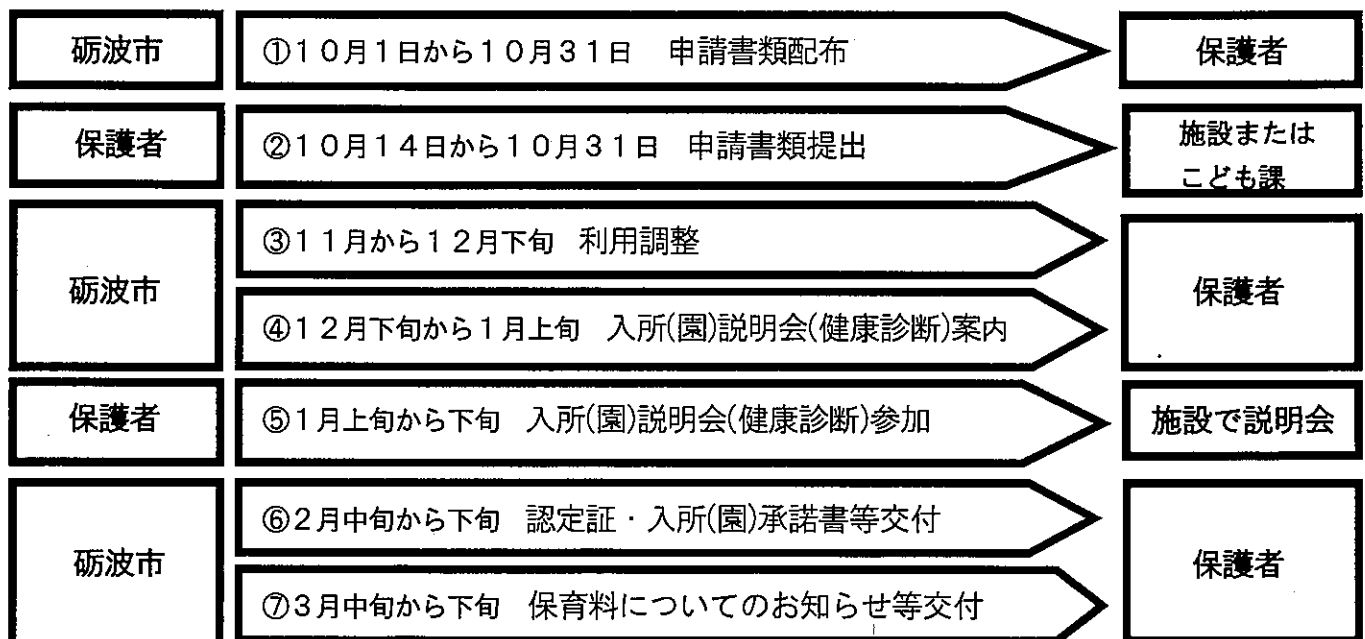
- ・親が仕事(月48時間以上)をしている
- ・妊娠中や出産前後である
- ・家族の介護や看護が必要な状態である
- ・保護者に病気や障害がある など



■入所（園）申込から入所（園）までの流れ

★申請書類の配布は10月1日～10月31日（土・日・祝日を除く）

★申請書類の提出は10月14日～10月31日（土・日・祝日を除く）



※定員以上の申込みがあった場合：保育所、認定こども園（2・3号）は、保育の必要性等の優先順位により調整します。
認定こども園（1号）は、地域性等により調整します。

■認定申請が必要です

保育所や認定こども園を利用するためには、利用のための「認定」が必要です。

施設	認定	該当年齢
認定こども園	1号認定	3歳から5歳
保育所・認定こども園	2号認定	3歳から5歳
	3号認定	0歳から2歳



※該当年齢については令和8年4月1日時点の年齢になります
（例：令和6年4月20日生まれの場合、1歳と考えます）

■認定申請に必要な書類

①保育所・認定こども園（1・2・3号共通）

	申請書類	該当する方
1	教育・保育給付認定申請書	全員（申込むお子さんごと）
2	個人番号（マイナンバー）申告書 ※本人確認できる書類等が必要です。 詳しくは別紙（「給付認定の手続きには 個人番号（マイナンバー）が必要です」） をご覧ください。	全員（申込むお子さんごと） ※令和8年度も引き続き広域入所（園）を希望され る方は不要です。

②保育所・認定こども園（2・3号）

	申請書類	該当する方
1	就労（採用予定）証明書 （個人事業主も含む）※	就労している方
2	出産・出産予定申立書	妊娠又は出産された方
3	疾病・障害等申立書	疾病又は障害をお持ちの方
4	介護・看護等申立書	同居又は長期入院等している親族の介護又は看護 をしている方
5	求職活動状況申立書	求職活動をしている方
6	在学証明書	就学している方

※：個人事業主の方は就労証明書のほかに、営業許可証（写し）、開業届（写し）、直近の確定申告書（写し）等の自営を証明するもののいずれかの提出が必要です。

★1～6の申請書類は令和8年4月1日時点で65歳未満の方のみ提出してください。

★虐待やDVについてご心配の方は砺波市役所こども課にご相談ください。

保育所・認定こども園の入所(園)申込受付日一覧表

受付開始時(午前9時)、受付終了間際は混み合いますので、できるだけ避けてお越しください。

保育所または認定こども園の2・3号認定をご希望の方は、第1希望の施設の受付日に、提出書類をそろえてお子さんと一緒にお越しください。受付日に来られない方は、10月14日(火)から10月31日(金)(土・日を除く)までの期間に市役所こども課にお子さんと一緒にお越しください。

認定こども園の1号認定をご希望の方は、10月14日(火)から10月31日(金)(土・日を除く)までの期間に第1希望の施設または市役所こども課にお子さんと一緒にお越しください。

■保育所 受付時間…午前9時～正午

施設名		受付日	所在地	問い合わせ先
東部保育所	公	10月20日(月)	秋元144-1	32-5250
庄下保育所		10月24日(金)	矢木105	32-4147

■認定こども園 受付時間…午前9時～正午

施設名		受付日	所在地	問い合わせ先
あぶらでん認定こども園	私	10月14日(火)	三郎丸213-1	23-4455
ちゅうりっぷ認定こども園	私	10月15日(水)	太郎丸二丁目29-2	33-4478
太田認定こども園	公	10月16日(木)	太田1439	32-3526
しょうがわ認定こども園	私	10月17日(金)	庄川町青島2402	55-6540
認定こども園出町青葉幼稚園	私	10月20日(月)	寿町3-8	32-2848
たかのす認定こども園	私	10月21日(火)	鷹栖1055-1	23-4244
北部認定こども園	公	10月22日(水)	林1086	32-9041
庄東認定こども園	私	10月23日(木)	東保711	37-0005
南部認定こども園	公	10月24日(金)	鹿島153	32-3530
出町認定こども園	公	10月27日(月)	表町18-3	32-2679

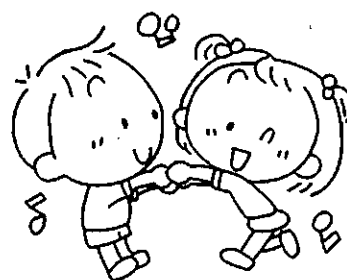
【1号認定希望のお子さん】

受付日……10月14日(火)～10月31日(金) ※土・日を除く

受付時間……午前9時～正午

受付場所……第1希望の施設または市役所こども課

入園年齢……3歳～5歳



お問い合わせ先: 砺波市教育委員会こども課 こども保育係 TEL: 0763-33-1596

令和7年度 利用者負担額徴収基準額表

		1号認定			2号認定			3号認定		
		教育標準時間			保育標準時間			保育標準時間		
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援助付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円	11,000円	10,800円	
第4	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円	18,400円	18,000円	
第5	令和7年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	21,400円	21,000円	
第6	市町村民税所得割課税額 108,000円未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円	29,000円	28,500円	
第7	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円	33,400円	32,800円	
第8	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円	39,300円	38,600円	
第9	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	0円	0円	0円	0円	0円	0円	44,500円	43,700円	

(令和7年9月1日現在)

- 1 園児の年齢区分は、学年制（令和7年4月1日現在の区分）によります。
- 2 「保育標準時間」とは1日当たりの保育の利用が11時間まで、「保育短時間」とは1日当たりの保育の利用が8時間までをいいます。
- 3 市町村民税課税額は、配当控除及び住宅取得控除、寄付金税額控除、外国税額控除等適用する前の額になります。
- 4 原則、保護者の方の所得により保育料は算定しますが、保護者の方の所得が第2階層となる場合は、入園児童と同一世帯に属して生計を同一にしている家計の主宰者の課税状況に応じて算定します。
- 5 1号認定・2号認定の給食費は別途必要となります。
- 6 3号認定の保育料には主食を含む給食費が含まれています。
- 7 2号認定の利用者負担額は、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した時からの適用となります。